

		厚生常任委員会	
平成29年 2月20日受理		請 第 23 号	
件 名	精神障がい者の交通運賃割引について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>国に対して、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう交通運輸事業者に強く働きかけることを求める意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>平成26年 2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年 4月には障害者差別解消法が施行された。国連障害者権利条約第 4 条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第 1 条も、「この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。</p> <p>しかし、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、現実として、精神障がい者は全国的に身体障がい者や知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から除外されている状況にある。交通運賃割引制度について、身体障がい者や知的障がい者に適用され、精神障がい者を除外することは、国連障害者権利条約や障害者差別解消法の理念等に反している。</p>			